

「就学指定校変更」の
相談を受け付けてい
ます

【就学指定校変更】の相談を受け付けています

就学指定校とは

市教育委員会では「八街市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則」に基づき、お子さんが通学される学校を指定しています。

これは、国が定めた学校教育法施行令の規定により、「市内に小学校・中学校が、それぞれ二校以上ある場合は、市教育委員会が予め指定しなければならない。」と定められているため、指定しているものです。

就学指定校の変更とは

八街市に住む児童・生徒に対して、定められた通学区域（学区）以外の八街市立小・中学校への通学を認める制度のことです。

ただし・・・

就学指定校変更には許可されるいくつかの要件があります。（下表参照）

就学される小学校・中学校を自由に選択できる制度ではありません。

※転居後の住所に居住の実態が無い場合など、指定校変更が取り消しになる場合もあります。

詳しくは、市教育委員会

理由	事例	必要書類など
①身体的な理由	病弱・身体障害などの理由により、就学先を変更することで通学の利便性が図れる場合	※医師の診断書の写しが必要な場合あり
②住居の改築など	居住の改築など、住居を一時的に異動し、引き続き在学していた学校に就学を希望する場合 住宅の購入など転入する予定があり、転入予定地の就学指定校への就学をあらかじめ希望し、かつ通学上の支障がないと認められる場合	※建物の建築または売買が確認できる書類の写し
③特別支援学級	特別支援学級への入級を希望し、かつ就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	
④進路指導	最終学年（小学校6学年、中学校3学年）の児童・生徒で、保護者が通学に責任を持てる場合	
⑤地理的な理由 (小学校のみ)	より近くの小学校への就学を希望する場合 ただし、受け入れる学校の収容力が、将来的にも余裕があり、かつ安全な通学経路が確保される場合 ※変更は原則、小学校就学時となります。	※通学経路図 ※通学距離の確認をさせていただきます。
⑥いじめなどに関する理由	学校で十分な指導が行われているにもかかわらず、いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合	※慎重な相談をさせていただきます。
⑦兄弟姉妹に関する理由	就学指定校の変更を許可されている児童・生徒の兄弟姉妹が、同じ学校へ就学することを希望する場合	
⑧部活に関する理由 (中学校入学時のみ) ※平成23年度より実施	就学指定校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合 ※希望する学校の部活動が強いという理由は認められません。 ※指定校変更後、部活動の変更・退部はできません。	
⑨その他	家庭の事情により住民票の異動が困難である場合 登校前、下校後の児童が祖父母宅などで生活する場合 ※定期的に登下校の状況についてお伺いします。	※住所などの確認をさせていただきます。

☆市内全小学校では、集団登校を行っています。通学班を編制し、指定校変更をされている児童についても必ず最寄りの登校班に所属することになります。安全上必ず所属する登校班についてご確認ください。

農業委員会委員選挙人名簿の登録申請

されます。

選挙人名簿に登録できる方

○市内に住所がある方

市選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を調製しています。

市農業委員会の農家台帳に掲載されている方には郵送で農業委員会より配布しています。（市選挙管理委員会でも申請書を配布しています。）

次の要件を満たしている方は、平成25年1月10日までに申請書を市農業委員会事務局へ提出してください。

なお、この選挙人名簿は有権者の申請に基づき、市農業委員会の農家台帳での選挙資格を調査し、調製

① 10アール以上の農地の耕作に従事されている方
② ①の方の同居の親族またはその配偶者で、年間おむね60日以上耕作に従事されている方
③ 10アール以上の農地の耕作を営む農業生産法人の組合員または社員で、年間おおむね60日以上耕作に従事されている方

詳しくは、市農業委員会へ。

子ども医療費助成受給券の交付申請はお済みですか

小学校4年生から中学校3年生の子どもの医療費助成は、12月から事前に医療費助成受給券の交付を受けた。医療機関に提示し助成を受ける方法になりました。

医療費助成受給券の交付を受ける際には、申請が必要

要です。申請をしない場合は12月診療以降の助成が受けられなくなります。

まだ申請がお済みでない方は、健康管理課へ申請をお願いします。

詳しくは、市役所健康管理課
443-1631へ

八街市議会12月定例会のお知らせ

八街市議会12月

定例会のお知らせ

○ 日
一 (金)までに日程で行われる
般質問日程 (予定)

予定です。